



2025 年 7 月 4 日

一般社団法人衛星放送協会
スカパー J S A T 株式会社

令和 7 年 7 月 3 日に発生したトカラ列島近海を震源とする 地震の被害を受けられた方々への視聴料等の免除について

令和 7 年 7 月 3 日に発生した地震により被災された皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CS など衛星放送事業に関わる 70 社が組織する一般社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：滝山 正夫）とスカパー J S A T 株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：米倉 英一）は、令和 7 年 7 月 3 日に発生した地震により、令和 7 年 7 月 3 日以降に災害救助法が適用された鹿児島県の 1 村において、「スカパー！」をご契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域

【鹿児島県】

鹿児島郡十島村（かごしまぐんとしまむら）

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！の月額視聴料、PPV 視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料、チューナーレンタル料、ご利用明細発行手数料

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL：0120-085-550（10:00～20:00、無休）

以上